	計算に関する付表 (措法 68の19)	44、6	8の19、	旧措法44、	又は連事業年	結		法	人名 ()
地	震防災対策用資産の区	分 1	旧	条 第 条 の 19 第 44 条 第 58 条 の 19 9	1 項	旧	条 第 条 の 19 44 条 貸 i8 条 の 1	第 1 項 第 1 項	[6	4 条 8条の 日 44条 日 68条の	19 第 1 第 1	項
	機械・装置の耐用年数表の番号 震防災対策用資産の種類	1 2	()	() ()
地	震防災対策用資産の名	称 3										
設置	置等した工場、事業所等の名	称 4										
同	上 の 所 在	地 5		≅区域・その他	2の区域)	(指定	☑域・その	の他の区域	或) (扌	旨定区域・-	その他の区	区域)
取	得 等 年 月	日 6	平	•	•	平	•	•	平	•	•	
事	業の用に供した年月	日 7	平	•	•	平	•	•	平	•	•	
購	入	先 8										
取	得 価	額 9			円				円			円
特	別 償 却	率 10)	8又は9 100	_		8 又は 1 0 (1は900	
特	別 償 却 限 度 (9) × (10)	額 1:		100	円		100	<u> </u>	円			円
償	却・準備金方式の区	分 13	僧	却 ・ 準	備金	償	却 · 準	単 備 金	: f	賞 却 •	準備	金
適	該 当 条	項 13	規 2 0)条の8() 号	規 2 ()条の8	() -	号 規	.20条の	8 ()	号
用												
要	その他参考となる事	項 14	Ŀ									
件												
等												

地震防災対策用資産の特別償却の償却限度額の

特別償却の付表(九)の記載の仕方

1 この付表(九)は、青色申告法人が租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。) 第44条《地震防災対 策用資産の特別償却》若しくは平成15年改正前の租税 特別措置法(以下「平成15年旧措置法」といいま す。) 第44条《地震防災対策用資産の特別償却》の規 定の適用を受ける場合(これらの規定の適用を受ける ことに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準 備金として積み立てる場合を含みます。) 又は連結法 人が措置法第68条の19《地震防災対策用資産の特別償 却》若しくは平成15年旧措置法第68条の19《地震防災 対策用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合 (これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第 68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる 場合を含みます。)に、地震防災対策用資産の特別償 却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、 該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を 「法人名」のかっこの中に記載して下さい。

- 2 「地震防災対策用資産の区分1」には、措置法第44 条第1項(若しくは第68条の19第1項)又は平成15年 旧措置法第44条第1項(若しくは第68条の19第1項) のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に 応じ、該当条項を○で囲みます。
- 3 「地震防災対策用資産の種類等2」には、耐用年数 省令別表に基づき、地震防災対策用資産の種類、構造、 細目等を記載します。また、その地震防災対策用資産 が機械及び装置である場合には、() 内に耐用年数 省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 4 「地震防災対策用資産の名称3」には、地震防災対 策用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「設置等した工場、事業所等の名称4」には、地震 防災対策用資産の設置又は工事をした工場、事業所、 店舗等の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地5」には、地震防災対策用資産の所 在地を記載するほか、その所在地が平成15年内閣府告

示第3号で指定された区域に該当する場合は「指定区域」を、その他の区域である場合は「その他の区域」を○で囲みます。

7 「取得価額9」には、地震防災対策用資産の取得価額を記載します。

ただし、その地震防災対策用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額(繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。)を取得価額から控除した金額を記載します。

- 8 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それ ぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) 平成15年4月1日以後に取得等をした地震防災対 策用資産
 - イ 平成15年内閣府告示第3号で指定された区域内 で事業の用に供した資産 …「8」
 - ロ 上記イ以外の資産 …「9」
 - (2) 平成15年3月31日以前に取得等をした地震防災対策用資産 …「9」
- 9 「償却・準備金方式の区分12」は、その地震防災対策用資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「該当条項13」には、地震防災対策用資産が租税 特別措置法施行規則第20条の8各号のいずれに該当 するかの区分に応じ、()内に該当号を記載して ください。
 - (2) 「その他参考となる事項14」には、その資産が地 震防災対策用資産に該当する旨等参考となる事項を 記載してください。